

「彦」 GEN

を手に入れよう

○市民団体(自治会・老人会・子ども会・NPO法人・ボランティア団体など)の皆さんへ

登録団体になれば、寄附してもらった「彦」を換金することができます！！

■ 市民団体の登録を受けるには・・・

◎登録資格・・・登録できるのは次の(1)～(3)の団体です。

- (1) 自治会等
(町内会・老人会・子ども会等、またはそれらの連合体)
- (2) 特定非営利活動法人(NPO法人)
- (3) 市内で活動をしているボランティア団体
(ボランティア活動その他の非営利活動を行う団体)

◎登録の申請

必要なもの

- ・「市民団体登録申請書」
- ・団体の規約・会則・定款等の写し
- ・団体の収支決算書の写し(直近のもの)
等の市長が必要と認める書類

受付窓口

市まちづくり推進課

＜ボランティア団体の登録要件＞

1. 市内に活動拠点がある
2. 規約・会則等がある
3. 公共の利益の増進を目的として
福祉・環境・文化・スポーツ・青少年育成
等の社会貢献に係る分野の活動をしてい
る
4. 営利を目的とした団体ではない
5. 団体の構成員以外の者を対象とした活動をして
いる
6. 団体の構成員が10人以上である
7. 登録申請時に1事業年度以上継続的に活動
している
8. 法令、条例等に違反する活動をしていない
9. 公序良俗に反する活動をしていない
10. 宗教的活動または政治的活動をしていない

■ 地域通貨「彦」の換金方法

受付時期 随時

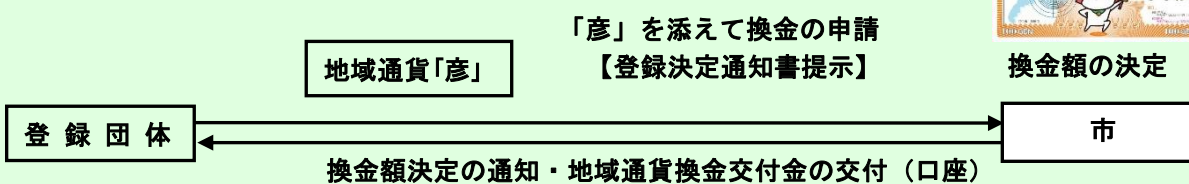
(ただし、換金申請は、1団体につき1年度2回を限度とする。)

受付場所 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、申請時期により、
受付場所が異なりますので、事前に表紙の「問い合わせ先」
までお問い合わせください。

寄附された「彦」を
窓口にお持ちください



換金額の決定



「美しいひこね創造活動」は、参加されるみなさん一人ひとりの活動です。
一人ひとりの活動が、彦根をより美しく、元気なまちにしていけるための原動力！！
ぜひ、多くのみなさんの参加をお待ちしております！！

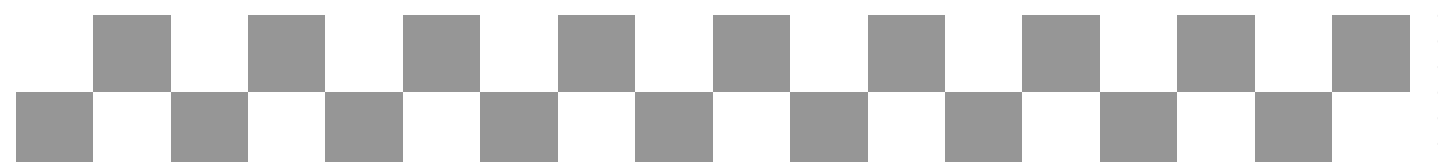
○「彦」が使える市の施設の使用料や手数料

(100彦=100円とし、おつりを受け取ることはできません)

使 用 料			
彦根城博物館観覧料	彦根城博物館	彦根市駐車場使用料 (※定期使用の場合を除きます)	彦根市営中央駐車場 彦根市営河瀬駅前西口駐車場
城山観覧料	彦根城・玄宮園		
夢京橋あかり館観覧料	夢京橋あかり館	彦根市観光駐車場使用料	いろは松駐車場 二の丸駐車場 桜場駐車場 大手前駐車場 本町駐車場 松原水泳場駐車場
彦根市公園使用料 (※行商等の行為を除きます)	金亀公園 荒神山公園		
彦根市自転車駐車場使用料 (※定期使用の場合を除きます)	彦根駅前第 1 自転車駐車場 彦根駅前第 2 自転車駐車場 河瀬駅前東口自転車駐車場 河瀬駅前西口自転車駐車場		
手 数 料			
ライフサービス課に係るもの	戸籍謄抄本・住民票の写し・ 印鑑証明書等の交付手数料	税務課に係るもの	所得証明・納税証明等の交付手数料

まずは参加登録！！

詳しくは、裏面をどうぞ



問い合わせ先 市まちづくり推進課

TEL : 30-6117 FAX 24-3288

e-mail : machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

美しい行為って何？

彦根のまちを美しく、元気にするために、一人ひとりが自主的に、無報酬で行う活動のことです。美しい行為は、次の5つの活動に区分されています。

A: まちの美観を保つ活動

- ・公道から見えるところに草花を植える
- ・道路を清掃する
- ・公共の場所のごみを拾う
- ・道路や公園などの草むしりをする 等

B: 地域安全活動

- ・防災、防犯パトロールをする
- ・通学路の安全確保をする
- ・道路や公園などの除雪をする
- ・カーブミラーを清掃する 等

C: 助け合い活動

- ・近所のお年寄りを病院へ送迎する
- ・近所の乳幼児のお世話をする
- ・介助が必要な人の手助けをする
- ・献血をする 等

D: 低炭素社会づくり活動

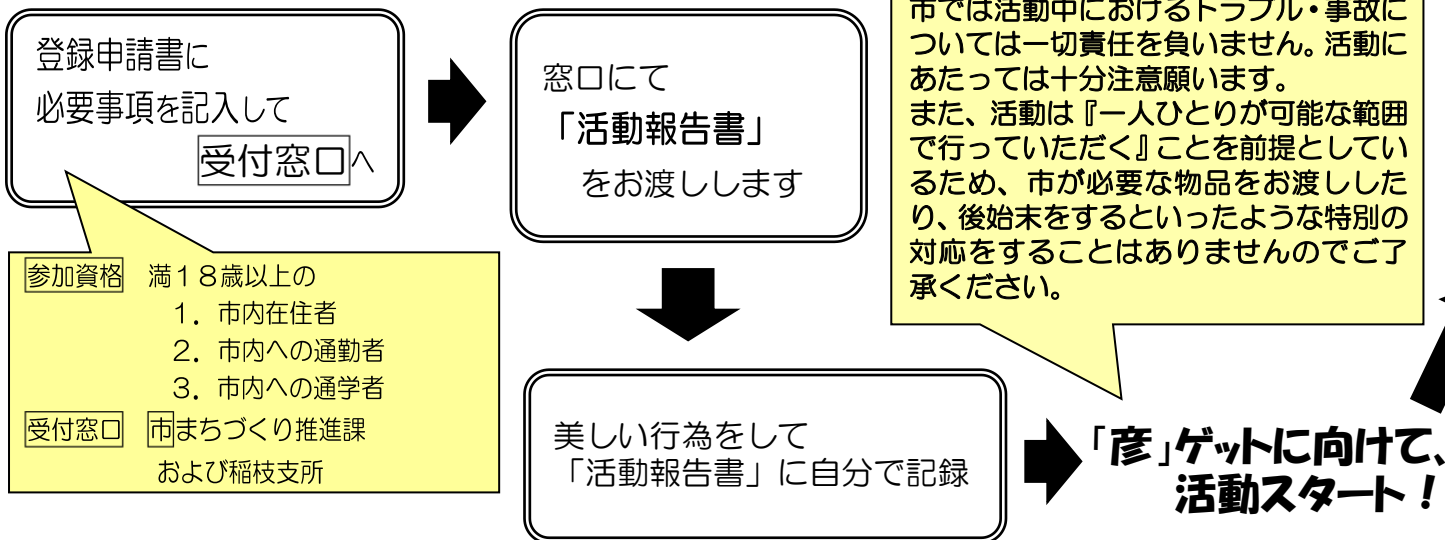
- ・通勤、通学手段や買い物などの移動手段を
自家用車から自転車や公共交通機関に変更する
- ・資源回収をする
- ・エコドライブを実践する
- ・環境家計簿をつける
- ・環境に配慮して買い物をする
(エコ商品の購入) 等

E: 健康増進活動

- ・ウォーキング
- ・ジョギング 限定

「1週間に15分以上の活動」＝「1単位」です

参加登録はどうするの？



記録は各自で！ 記入もカンタン

(活動報告書) 網かけ部分をご記入ください。

週	活動期間	活動日時	① 活動区分
1	4月 1日～4月 7日	4月 6日 10:00～10:30	A

該当する週に活動された日と時間をご記入ください

5つの活動区分の中からA・B・C・D・Eでご記入ください

活動回数に応じた「彦」をゲット！

美しい行為「1単位」につき「25彦」で計算
(100彦札のみのため、100彦未満切捨てで交付します。)

「彦」の計算方法

美しい行為の回数 1単位あたり
_____回 × 25彦 = 「彦」交付額

実際に「彦」を受け取るのは、活動をした次の年度になります。

例) 年間の活動回数が
3回以下の場合・・・100彦未満のため
交付できません。
4～7回までの場合・・・100彦(1枚)
8～11回までの場合・・・200彦(2枚)
1年間(52週)を通じて
最大で“1300彦(13枚)”を交付

「彦」は、何に使えるの？ 使い道は、次の7つ！！

① 自由な流通

- ・何かをしてもらった時の感謝の気持ちとして「彦」を渡す。
- ・「彦」協力店で「彦」と引き換えに特典を受ける。

※「彦」協力店は、市内で約25店！！買い物代金の割引や、食事後のドリンクサービスなどお店によって特典内容もいろいろ
⇒「彦」協力店情報については協力店チラシで紹介しています。

協力店はこの
ステッカーが
目印 ⇒



さらに詳しい情報は
**美しいひこね創造活動
ホームページ**
をチェック

② 市の一部の施設での使用料や手数料として使用する。

⇒「彦」が使える施設等は、チラシの最後のページをご覧ください。

③ 事前に市に登録している市民団体に寄附をする。

「彦」を寄附して、市民団体の活動を応援することができます。

⇒「彦」が寄附できる団体・グループの紹介チラシもご用意しております。詳しくは、表紙の問い合わせ先まで。

④ エコバッグと交換をする。⇒「彦」5枚と交換することができます。

⑤ ごみ袋(一袋10枚入り)と交換をする。⇒「彦」1枚と交換することができます。

⑥ 湖国バス回数乗車券(1綴り1,000円相当)と交換する。

⇒「彦」10枚と交換することができます。※現金への払い戻しはできません。

⑦ 反射シールと交換する。⇒「彦」1枚と交換することができます。

※交換についての注意事項

- ・現金と「彦」の組み合わせはできません。詳しくはお問い合わせください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、交換時期により、受付場所が異なりますので、表紙の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

ぜ
ひ
こ
ね
の
こ
と
を
し
ら
べ
う

「美しいひこね創造活動」ホームページでは

多彩な情報を満載して、制度を紹介しています！

「彦」協力店 情報&特典内容

「彦」協力店は、美しいひこね創造活動を応援することで“地域に貢献しているお店”です！
協力店のお店情報のほか、「彦」と引き換え受けられる特典をお知らせしています

「彦」が寄附できる登録団体の紹介

活動を通して受け取った「彦」を、アナタが「応援したい！」と思う団体へ寄附することができます。
また、寄附ができる団体の活動を紹介しています！

ホームページURL : <https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/machizukuri/4/index.html>